

熊谷市公告第267号

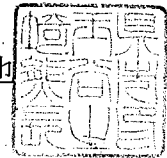
熊谷市農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告するとともに、変更理由書を添えて当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、熊谷市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見があるときは、縦覧期間中に熊谷市に対し意見書を提出することができる。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用地域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に熊谷市にこれを申し出ることができる。

令和8年9月15日

熊谷市長 小林 哲也



- 1 農用地利用計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所
熊谷市役所妻沼庁舎産業振興部農業政策課
(熊谷市弥藤吾2450番地)
- 2 農用地利用計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間
自 令和8年9月15日
至 令和8年10月14日